

総社市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第20号

総社市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

総社市後期高齢者医療に関する条例（平成20年総社市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改正後	改正前
<p>（本市において行う事務）</p> <p>第2条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>（1）～（7）略</p> <p><u>（8）広域連合条例附則第5条第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>（9）略</u></p>	<p>（本市において行う事務）</p> <p>第2条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>（1）～（7）略</p> <p><u>（8）略</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。